

令和2年4月30日

生徒並びに保護者 各位

県立分水高等学校長

臨時休業期間の延長について（令和2年4月30日時点）

このことについて、令和2年4月28日付けの「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業の延長について（通知）」により、臨時休業の延長をすることになりました。保護者の皆様にお知らせするとともに、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 臨時休業の延長期間について

令和2年5月10日（日）まで

なお、5月11日（月）に予定されていた新時間割への移行は、5月18日（月）からとします。

*始業時間、終業時間に変更はありません。

2 延長期間の課題について

追加の課題や連絡事項等については、家庭へ郵送します。

3 部活動について

部活動についても臨時休業中は活動を中止します。

4 その他

- ・家庭においては、感染症防止に向けた臨時休業の措置であるため、人の集まる場所（「3つの条件（密閉・密集・密接）が同時に重なる場所」）等への外出を避ける取組を徹底し、基本的には自宅で過ごすこと。
- ・配付済みの「臨時休業期間中の健康観察について（お願い）」に基づいて、感染予防や健康観察、学校連絡を行うこと。また、5月体温記録表を課題とともに郵送しますので活用すること。
- ・自宅では、基本的な生活習慣を乱すことなく、校時表に沿って計画的及び自主的に学習（課題）に取り組むこと。
- ・自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うこと。
- ・学校から全校生徒に電話による指導・連絡を行っています。また、個別の面談や進路相談等を希望する場合は、以下に連絡ください。

電話番号 0256-98-3138（1学年直通番号）

0256-98-3142（2学年直通番号）

0256-98-3140（3学年直通番号）

- ・以上は、令和2年4月30日現在の措置であり、今後状況等が変化した場合は、必要に応じて本校のホームページへの掲載、緊急メールの配信を行いますので参照してください。（ URL <http://www.bunsui-h.nein.ed.jp/> ）